

# 第4次高山市地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

2023(令和5)年8月

高山市

## <目 次>

### 第1章 計画策定の背景

1. 気候変動の影響	1
2. 国際的な動向	1
3. 国の動向	2
4. 県の動向	3
5. 市の動向	3

### 第2章 計画の基本的事項

1. 計画の目的	5
2. 計画の位置づけ	5
3. 計画期間	5
4. 計画の対象	5

### 第3章 温室効果ガス排出状況

1. 第3次地球温暖化対策実行計画の取り組み実績	7
2. 温室効果ガス排出量の内訳	9
3. 主な取り組み状況	10

### 第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

1. 目標設定の考え方	11
2. 温室効果ガス排出量の削減目標	11
3. 温室効果ガス排出量の項目別削減目標	12

### 第5章 目標達成に向けた取り組み

1. 取り組みの基本方針	13
2. 施設、職員における具体的な取り組み	13

### 第6章 計画の推進・進捗管理

1. 推進体制	16
2. 点検体制	16
3. 評価・公表等	17

## 第1章 計画策定の背景

### 1. 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題として、最も重要な環境問題の一つと認識されています。

2021（令和3）年8月には、IPCC「第6次評価報告書」が公表され、世界平均気温は、産業革命前（1850–1900年）と比べて1.09℃（2011–2020年）上昇し、雪氷の融解、海面水位が上昇していることが示されました。また、人間の活動が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の発生頻度の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されています。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

### 2. 国際的な動向

- (1) 京都議定書（先進国の温室効果ガスの削減について定められた法的拘束力のある約束）の採択【1997（平成9）年】
  - ・2008（平成20）年から2012（平成24）年までの第一約束期間に、基準年である1990（平成2）の排出量と比べて6%削減することが定められました。
- (2) パリ協定（温室効果ガス削減に向けた新たな国際的な枠組み）の合意【2015（平成27）年】
  - ・今世紀末までの世界の平均気温の上昇を、産業革命以前と比べて2℃を十分下回り、1.5℃未満に抑える努力をすることなどが採択されました。
- (3) 持続可能な開発目標（SDGs）の採択【2015（平成27）年】
  - ・持続可能でよりよい社会の実現に向けて、2030（令和12）年までに取り組む17の目標が国連で採択されました。
- (4) IPCC「1.5℃特別報告書」の公表【2018（平成30）年】
  - ・世界全体の平均気温の上昇を、産業革命以前と比べて2℃を十分下回り、1.5℃未満に抑える努力をするための道筋等について、二酸化炭素排出量を2050（令和32）年までに実質ゼロとすることが公表されました。
- (5) IPCC「第6次評価報告書」の公表【2021（令和3）年】
  - ・20世紀半ば以降に観測された地球温暖化の主な要因は、人間活動によるものであることは疑う余地がないことが示されました。

※IPCC…世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織であり、気候変動に関する最新の科学的知見をとりまとめた報告書を作成・公表し、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的としている。

### 3. 国の動向

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号以下「法」) の制定【1998 (平成 10) 年】
  - ・法第 21 条第 1 項に定める「地方公共団体実行計画等」の規定により、地方公共団体の事務・事業に関して、温室効果ガスの排出量を削減するための実行計画を策定することが義務付けられました。
- (2) 地球温暖化対策計画の策定【2016 (平成 28) 年】
  - ・パリ協定を踏まえ、温室効果ガスの削減目標【2013 (平成 25) 年度比 26%削減】が設定されました。
- (3) 地域循環共生圏の提唱【2018 (平成 30) 年】
  - ・地域資源を活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じた資源の補完等による地域の活力の発揮を目指し、農山漁村も都市も活かすという考え方が提唱されました。
- (4) 気候変動適応法及び気候変動適応計画の策定【2018 (平成 30) 年】
  - ・気候変動への適応の推進を担うべき役割を明確化するとともに、農業や防災等の各分野の適応を推進する気候変動適応計画が策定されました。
  - ・自治体における計画策定の努力義務についても示されました。
- (5) 2050 年カーボンニュートラル宣言【2020 (令和 2) 年】
  - ・「2050 年カーボンニュートラル (実質ゼロ)」による脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。
- (6) 温室効果ガス 46%削減目標を表明【2021 (令和 3) 年】
  - ・2030 (令和 12) 年度までに、温室効果ガス 2013 (平成 25) 年度比で 46%削減することを目指すこと、さらに 50%削減の高みに向けて挑戦することが表明されました。
  - ・地球温暖化対策計画を閣議決定、事務及び事業に関し 2030 (令和 12) 年度までに温室効果ガスを 2013 (平成 25) 年度比で 50%削減することが目標として示されました。
- (7) 第 6 次エネルギー基本計画の閣議決定【2021 (令和 3) 年】
  - ・2050 年カーボンニュートラルや国が 2030 (令和 12) 年度までに、温室効果ガスを 2013 (平成 25) 年度比で 46%削減を目指すこと、さらに 50%削減の高みに向けて挑戦することを表明したことに合わせ、再生可能エネルギーによる電源比率を大幅に引き上げるなどのエネルギー政策が示されました。
- (8) 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正【2022 (令和 4) 年】

- ・2050年カーボンニュートラルを基本理念として法に明確に位置付けることに加え、その実現に向けた具体的な方策として、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取り組みや、企業の排出量のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等の構築や、地域の脱炭素化に貢献する事業を促進するための計画・認定制度が創設されました。

#### 4. 県の動向

- (1) 岐阜県気候変動適応センターの設置【2020（令和2）年】
  - ・岐阜大学との連携により「岐阜県気候変動適応センター」が設置されました。
- (2) 岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画の策定【2021（令和3）年】
  - ・2050（令和32）年に県内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会ぎふの実現」を目指す計画が策定されました。
- (3) 岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画の策定【2021（令和3）年】
  - ・岐阜県地球温暖化防止基本条例を踏まえ、温室効果ガスを2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で70%削減する目標が設定されました。

#### 5. 市の動向

- (1) 第1次～第3次高山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の目標と結果
  - ・温室効果ガス排出量について、第1次では目標を達成できませんでしたが、第2次及び第3次では目標を達成しました。
    - 第1次計画【2000（平成12）年～2005（平成17）年】  
4%の削減目標に対し、1.6%の削減実績
    - 第2次計画【2007（平成19）年～2012（平成24）年】  
3%の削減目標に対し、16.5%の削減実績
    - 第3次計画【2014（平成26）年～2021（令和3）年】  
6.8%の削減目標に対し、15.6%の削減実績
- (2) 自然エネルギーによるまちづくり検討委員会設置【2014（平成26）年】
  - ・「高山市自然エネルギーによるまちづくりに関する提言書」が2016（平成28）年に提出され、木質バイオマスを中心とした自然エネルギー活用の推進が行われてきました。
- (3) 各種計画の見直し【2020（令和2）年】
  - ・第八次総合計画、環境基本計画など市の各種計画の見直しが行われました。
- (4) SDGs未来都市に選定【2021（令和3）年】
  - ・世界を魅了し続ける「国際観光都市 飛騨高山」の実現に向けた高山市SDGs未来都市計画を策定しました。2030年のあるべき姿の一つ「自然がもたらす多様な恵みを活かすとともに脱炭素社会に貢献するまち」に向けた取り組みを推進しています。

- (5) 第二次高山市地球温暖化対策地域推進計画の策定【2022（令和4）年】
- ・市内における二酸化炭素排出量実質ゼロの早期達成に向けて、2030（令和12）年度における二酸化炭素排出量を、2013（平成25）年度比で46%以上削減することを目指し、地域における地球温暖化対策を推進します。
- (6) 第4回脱炭素先行地域への応募【2023（令和5）年8月】
- ・自然エネルギーの利用による地域課題解決モデルについて応募し、市内全域をゼロカーボンのまちとすることを目指します。

**地球温暖化対策の推進に関する法律一部抜粋**（最終改正：令和四年六月十七日法律第六十八号）

（地方公共団体実行計画等）

第21条

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

## 第2章 計画の基本的事項

### 1. 計画の目的

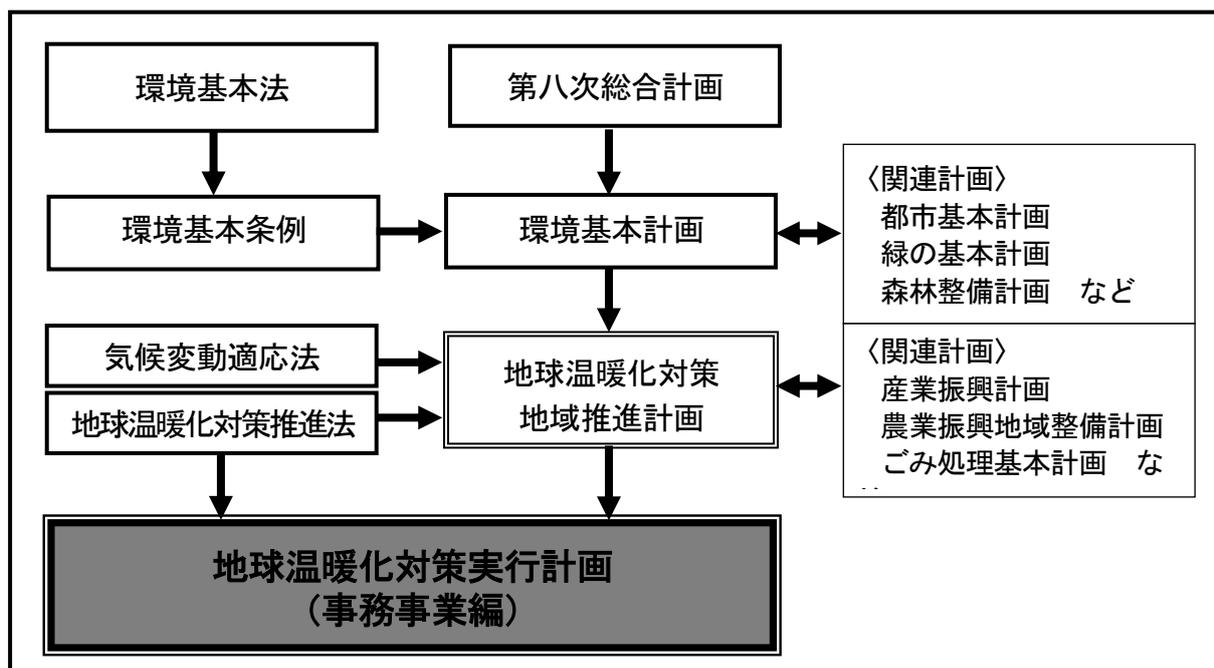
地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題として、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要となっています。

高山市が市内の一事業者として、地球温暖化防止のために自ら率先し、事務・事業に伴い排出される温室効果ガスを抑制する取り組みを推進することを目的とします。

### 2. 計画の位置づけ

第4次高山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。

#### ◆高山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の位置づけと関連計画



### 3. 計画期間

本計画の計画期間は、「第二次高山市地球温暖化対策地域推進計画」に準じ、2023（令和5）年度から2030（令和12）年度までとします。

### 4. 計画の対象

#### (1) 対象とする範囲

本計画の範囲は、市が実施する事務・事業に関する事項を対象とし、指定管理

者制度を導入している施設についても対象範囲とします。

## (2) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項で定める7種類とします。このうち、本計画において削減目標を設定し、具体的な対策を講じる温室効果ガスについては、温室効果ガス排出量の約9割を占める二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を対象とします。

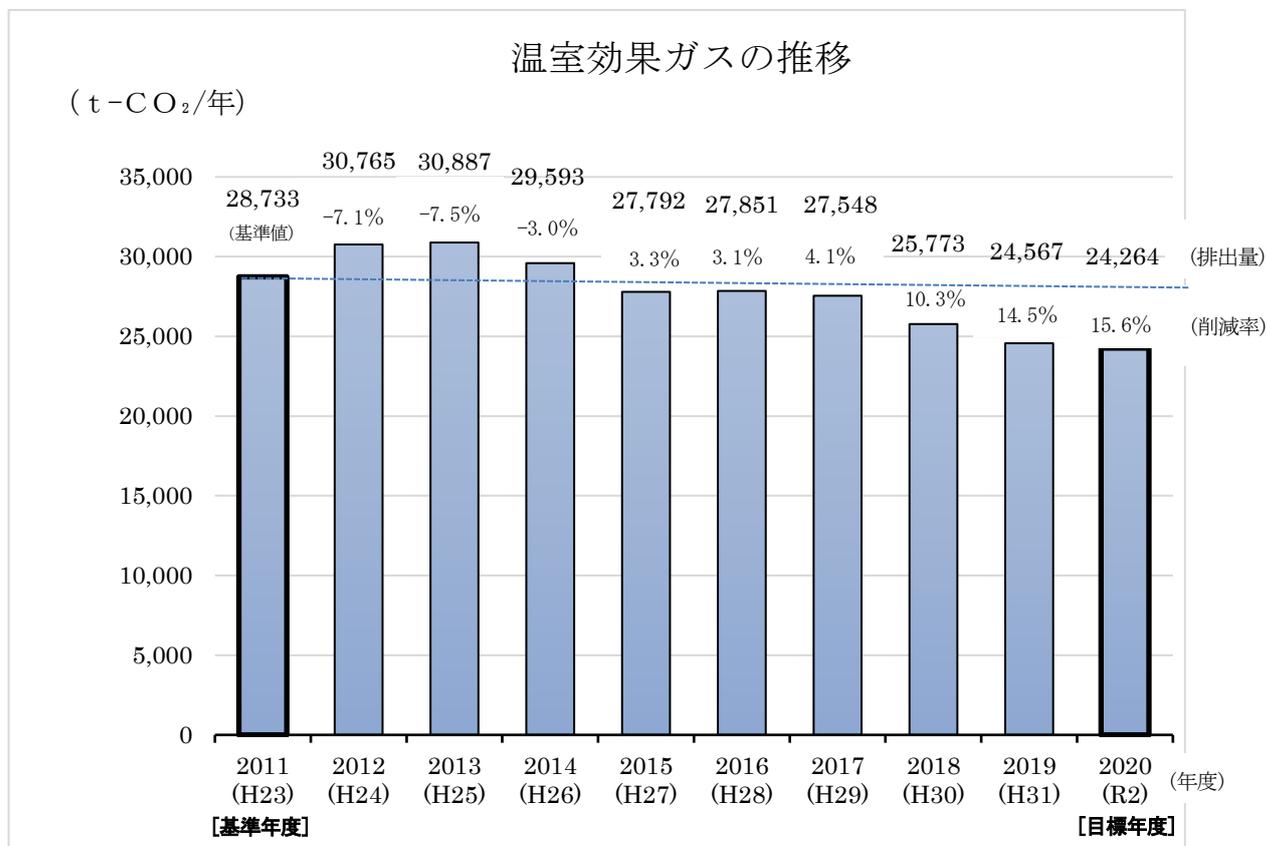
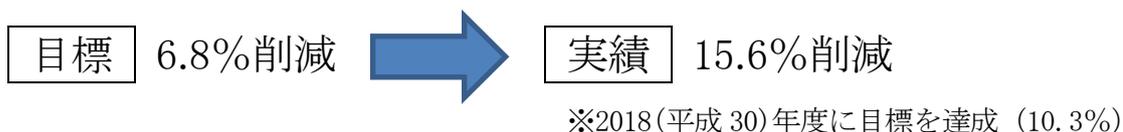
※これまでの計画では、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）・メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の一部としていたが、上位計画である第二次高山市地球温暖化対策地域推進計画との整合性を図り、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を対象とする。

### 第3章 温室効果ガス排出状況

#### 1. 第3次地球温暖化対策実行計画の取り組み実績

##### (1) 温室効果ガス排出量削減の達成状況

2020(令和2)年度までに、6.8%以上削減(2011(平成23)年度比)を目標



	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
二酸化炭素排出量 (t-CO <sub>2</sub> /年)	28,733	30,765	30,887	29,593	27,792	27,851	27,548	25,773	24,567	24,264
削減率 (基準年比)	—	-7.1%	-7.5%	-3.0%	3.3%	3.1%	4.1%	10.3%	14.5%	15.6%

※高山市環境政策課作成

※温室効果ガスのうち、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ヒドロオフカーボン(HFC)の一部を対象とし、CO<sub>2</sub>に換算

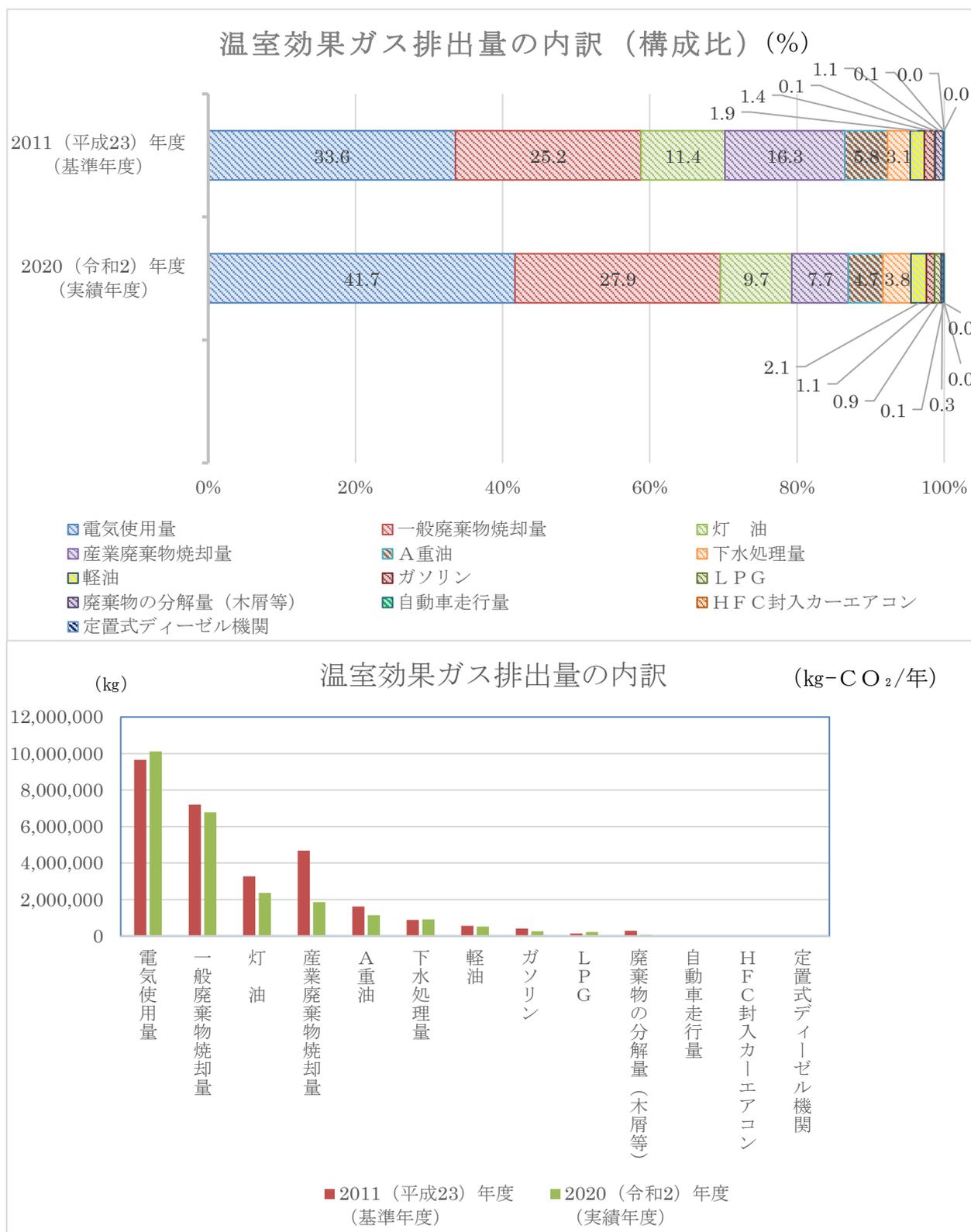
※電気を作るために使用された燃料等の種類(石炭・石油・水力・原子力)別に、二酸化炭素の排出係数が年度ごとに変化しているため、算定した排出量にも変動が生じている。

(2) 項目ごとの削減状況

項目	2011(平成23)年度 (基準年度)	2020(令和2)年度 (実績年度)	削減率	目標
ガソリン	174,072 ℓ	115,534 ℓ	△33.6%	△10.0%
灯油	1,314,124 ℓ	948,451 ℓ	△27.8%	△12.0%
軽油	212,174 ℓ	201,013 ℓ	△5.3%	△10.0%
A重油	598,939 ℓ	423,912 ℓ	△29.2%	△10.0%
LPG	91,910 kg	71,712 kg	△22.0%	△14.0%
電気	25,549,687 kwh	24,903,179 kwh	△2.5%	△10.0%
自動車走行量	2,199,054 km	2,364,991 km	7.5%	△10.0%
HFC封入カーエアコン	241 台	302 台	25.3%	—
定置式ディーゼル機関	400 ℓ	650 ℓ	62.5%	—
下水処理量	12,959,995 m <sup>3</sup>	13,138,997 m <sup>3</sup>	1.9%	△1.5%
一般廃棄物焼却量	22,465 t	20,379 t	△9.3%	△4.4%
廃棄物の分解量(木屑等)	497 t	32 t	△93.5%	△4.2%
産業廃棄物焼却量	15,093 t	4,885 t	△67.6%	△2.7%

## 2. 温室効果ガス排出量の内訳

2020（令和2）年度の市の事務・事業における温室効果ガス排出量の内訳は下図のとおりです。電気使用量（41.7%）の割合が最も多く、以下、一般廃棄物焼却量（27.9%）、灯油（9.7%）の順となっており、全体の約79%を占めています。



【温室効果ガス排出量の内訳】

(単位：kg - CO<sub>2</sub>)

		2011(平成23)年度 (基準年度)		2020(令和2)年度 (実績年度)		削減量	削減率(%)
		排出量	構成比(%)	排出量	構成比(%)		
燃料 使用 量	ガソリン	404,195	1.4	268,039	1.1	△136,156	△33.7
	灯油	3,270,855	11.4	2,361,643	9.7	△909,212	△27.8
	軽油	555,684	1.9	518,613	2.1	△37,071	△6.7
	A重油	1,623,125	5.8	1,148,802	4.7	△474,323	△29.2
	LPG	137,865	0.1	215,136	0.9	77,271	56.0
電気使用量		9,657,782	33.6	10,110,691	41.7	452,909	4.7
自動車走行量		18,878	0.1	18,039	0.1	△839	△4.4
HFC封入カーエアコン		4,700	0.0	4,319	0.0	△381	△8.1
定置式ディーゼル機関		13	0.0	13	0.0	0	0
下水処理量		882,316	3.1	915,525	3.8	33,209	3.8
一般廃棄物焼却量		7,206,877	25.2	6,780,100	27.9	△426,777	△5.9
廃棄物の分解量(木屑等)		292,244	1.1	60,966	0.3	△231,278	△79.1
産業廃棄物焼却量		4,678,471	16.3	1,861,827	7.7	△2,816,644	△60.2
合 計		28,733,005	100	24,263,713	100	△4,469,292	△15.6

※二酸化炭素排出係数は、年度ごとに变化しているものもあります。

3. 主な取り組み状況

2020(令和2)年度の温室効果ガス排出量は24,264tで、基準年度の2011(平成23)年度と比較すると15.6%の削減となり、6.8%の削減目標を大きく上回りました。

削減目標を大きく上回った主な要因は以下のとおりです。

- 公用車の電動車（電気自動車・ハイブリッド車など）への切替台数の増加などによるガソリン及び軽油使用量の減少
- 新設した下水道センターの焼却炉の燃焼率向上による重油使用量の減少
- 桜香の湯・しぶきの湯における木質バイオマス熱供給事業の実施による灯油使用量の減少
- 学校等へのペレットストーブの導入や蛍光灯のLED化による燃料使用量や電気使用量の減少 ※電気使用量の二酸化炭素排出係数が増えているためCO<sub>2</sub>が増加
- その他事務・事業における取り組み
  - ・グリーン購入適合品を優先的に購入
  - ・冷暖房温度の適切な温度管理（冷房29℃、暖房18℃）
  - ・ごみの分別の徹底
  - ・出張時の公共交通機関の利用
  - ・新築、改修施設の断熱性、気密性の向上などによる熱効率の上昇
  - ・市庁舎におけるLED照明機器への切り替え

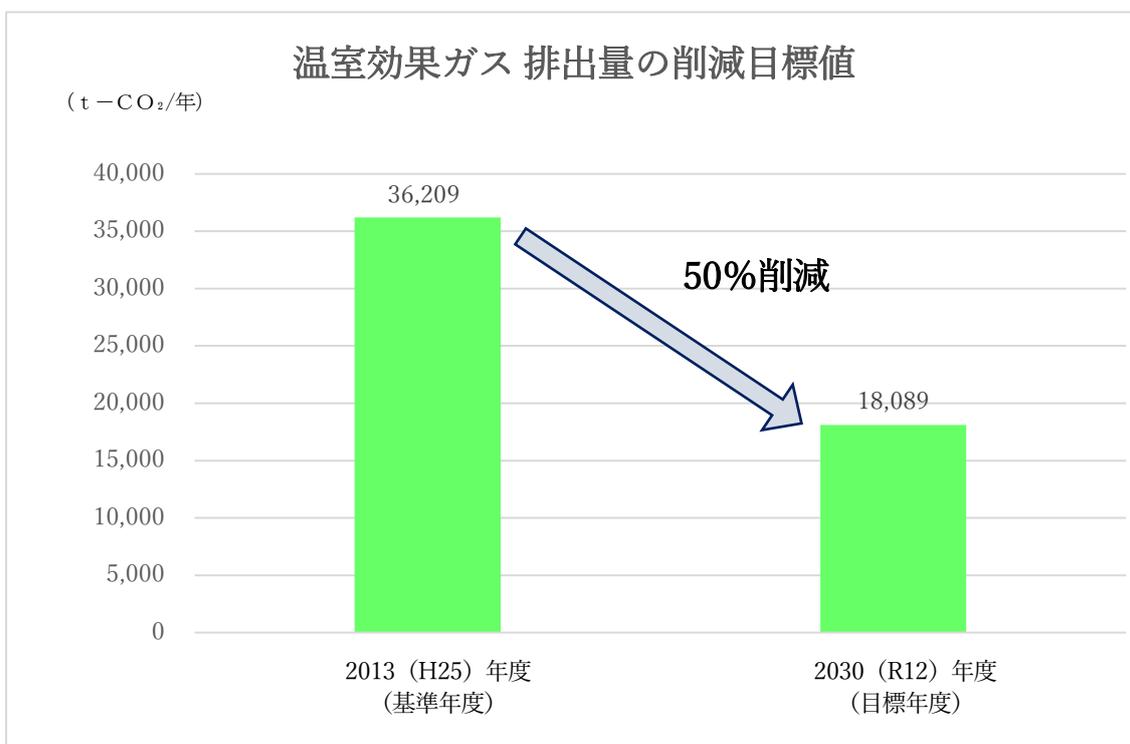
## 第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

### 1. 目標設定の考え方

政府実行計画との整合性を図るとともに、脱炭素先行地域の選定要件である 50%削減を踏まえ、市が実施する事務・事業（指定管理施設も含む）について、2030(令和 12)年度における温室効果ガス排出量を 2013(平成 25)年度比で 50%削減を目指します。

### 2. 温室効果ガス排出量の削減目標

2030(令和12)年度における温室効果ガス排出量を  
2013(平成25)年度比で50%削減することを目標とする。



前計画の実績値 2013(平成 25)年度 30,887(t-CO<sub>2</sub>/年)

○市の所管する施設の約 70%を対象

○温室効果ガスのうち、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、ハイドロオフカーボン (HFC) を対象とし、CO<sub>2</sub>に換算



新計画の基準値 2013(平成 25)年度 36,209(t-CO<sub>2</sub>/年)

○市の所管する施設全てを対象

○温室効果ガスのうち、温室効果ガス排出量の 9 割を占める二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)のみを対象

### 3. 温室効果ガス排出量の項目別削減目標

(単位：kg - CO<sub>2</sub>)

項 目		【基 準】	【目 標】	
		2013(平成25)年度	2030(令和12)年度	削減率(%)
燃 料 使 用 量	ガソリン	426,145	188,896	△55.7
	灯油	5,069,078	3,538,706	△30.2
	軽油	884,865	204,959	△76.8
	A重油	1,505,936	1,024,887	△31.9
	LPG	663,636	464,545	△30.0
電気使用量		20,223,177	6,581,699	△67.5
一般廃棄物焼却量		7,056,736	5,791,753	△17.9
産業廃棄物焼却量		378,930	293,301	△22.6
合 計		36,208,503	18,088,746	△50.0

## 第5章 目標達成に向けた取り組み

### 1. 取り組みの基本方針

第1次～第3次高山市地球温暖化対策実行計画により、温室効果ガス削減の目標に向けて取り組んできたところですが、第4次計画では、さらなる温室効果ガスの削減に向けて、主な排出要因である電気、灯油、重油、ガソリンなどの使用量の削減に向けて重点的に取り組みます。

### 2. 施設、職員における具体的な取り組み

施設の新築・改修及び既存施設等の運用において、効率的かつ効果的に温室効果ガス排出量削減を図るため、高山市環境配慮型公共施設整備指針（平成24年2月策定）を内包し、省エネルギーに関する取り組みや再生可能エネルギーの導入促進を図るほか、職員の日常における取り組みを推進します。

#### (1) 施設の新築・改修等における取り組み

区分	取り組み内容
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性を活かした再生可能エネルギーの導入を進める。</li> <li>・木質バイオマスの活用に努める。</li> <li>・低炭素やカーボンニュートラルに配慮した燃料の研究、調達を進める。</li> <li>・新築または大規模改修を計画する場合は、ZEBの導入を検討し、導入が難しい場合でも、再生可能エネルギー発電等の導入により、可能な限りの温室効果ガス削減を図る。具体的には、原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030(令和12)年度までに新築施設の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。  <small>※ZEB：50%以上の省エネと創エネで100%以上のエネルギー消費量の削減を図った建築物</small>  <small>※ZEB Oriented：30～40%以上の省エネ等を図った建築物</small>  <small>※ZEB Ready:50%以上の省エネを図った建築物</small></li> <li>・通風や自然採光を有効に利用した建物意匠とする。</li> <li>・複層ガラスの導入や建物の断熱構造強化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 断熱性の高い材料・構法の採用等</li> <li>② 断熱・遮熱性の高い建具及びガラス、庇等の採用</li> </ul> </li> <li>・地元産の木材利用を進める。</li> <li>・室温の上昇を抑制するため、屋上や壁面の緑化を推進する。</li> </ul>
空調	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高効率な空調等の導入を進める。</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LED照明の採用を進める。</li> <li>・施設の構造や使用状況などを踏まえ、自動センサー方式とする等ランニングコストに配慮した機器の導入を進める。</li> </ul>

電気機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネタイプの高効率OA機器の導入を進める。</li> <li>・施設の位置づけや使用状況などを踏まえ、蓄電池の導入を進める。</li> <li>・再生可能エネルギー由来の電力を使用することが可能なシステムの導入を進める。</li> </ul>
給湯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高効率給湯機器の導入を進める。</li> </ul>

## (2) 施設等の運用における取り組み

区 分	取り組み内容
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電、小水力発電、地熱発電等の再生可能エネルギーの導入を進める。</li> <li>・低炭素やカーボンニュートラルに配慮した燃料の研究・調達を進める。</li> </ul>
空調	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率低下を防ぐため、フィルターの定期清掃を行う。</li> <li>・余冷、余熱により、運転時間を短縮する。</li> <li>・室内温度を夏は 28℃、冬は 20℃を目安に、窓の開閉などを活用した細やかな調整に努める。</li> </ul>
電気機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー機は節電モードに設定する。</li> <li>・暖房便座は節電モードに設定する。</li> <li>・夏季と冬季で冷蔵庫の設定温度を調整する。</li> </ul>
公用車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両更新時に電動車（電気自動車、プラグインハイブリッド車など）の導入を進める。※特殊車輛等を除く</li> <li>・公用車の使用をできるだけ控えるように促す（公共交通、自転車の活用や、相乗り、徒歩による移動）。また、電動アシスト自転車等の導入を検討する。</li> </ul>
廃棄物排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不要となった備品や消耗品は、安易に廃棄せず、他部署での利用を図る。</li> </ul>
水使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配管等の水漏れの定期点検を実施する。</li> </ul>

## (3) 職員の日常における取り組み

区 分	取り組み内容
空調	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用していない部屋の空調を停止する。</li> <li>・ブラインド、カーテン等を適切に利用し空調効率を向上させる。</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不要な照明（始業前、終業後、不在の場所）をこまめに消灯する。</li> <li>・使用していない部屋の照明を消灯する。</li> </ul>
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベーターの利用を控え、できるだけ階段を利用する。</li> </ul>
電気機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン・プリンター等OA機器の不使用时は電源を切る。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー機使用後は節電ボタンを押す。</li> <li>・未使用機器のプラグはコンセントから抜き、待機電力を削減する。</li> </ul>
公用車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブ（ふんわりアクセルの実施、ゆとりを持った車間距離など）を心がける。</li> <li>・状況に応じた公用車の使用に努め、公共交通、自転車の活用や、相乗り、徒歩による移動を取り入れる。</li> <li>・適切な冷暖房の使用に努める。</li> </ul>
消耗品・備品購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国のグリーン購入法によるグリーン購入適合品（エコマーク、グリーンマーク、省エネラベルなど）を優先的に購入する。</li> </ul>
紙使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議における資料は極力、タブレット端末等を活用してペーパーレス化に努める。</li> <li>・課内回覧等PC上で確認できる情報は印刷しない。</li> <li>・書類保存は、できるだけ、データ保存のみとする。</li> <li>・両面印刷や2 in 1印刷などにより、紙の使用量を削減する。</li> <li>・印刷前のプレビュー確認を行い、印刷ミスを防ぐ。</li> <li>・コピー機使用後はリセットし、次の使用者のミスコピーを防ぐ。</li> </ul>
DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル技術を活用した事務・事業の効率改善によりエネルギー消費を削減する。</li> </ul>
水使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こまめに蛇口を閉めるなど、水を出しっぱなしにしない。</li> <li>・トイレで不必要な二度流しをしない。</li> </ul>
廃棄物排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの分別を徹底し、リサイクルに努める。</li> <li>・使い捨て製品、プラスチック製品の使用や購入を抑制し、会議やイベント時等のごみ減量に努める。</li> <li>・マイボトルやマイ箸を利用する。</li> <li>・不要なダイレクトメール、資料の受取りを断る。</li> <li>・使用済み封筒を庁内便等で再利用する。</li> </ul>
啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネの取り組みについて、定期的に職員等に周知する。</li> <li>・ノー残業デー（毎週水曜日）等を活用し、効率的な業務の推進によりエネルギー消費を削減する。</li> <li>・職員の環境への関心を高め、環境に配慮した取り組みを促進する。</li> <li>・環境に関する研修、講演会、ボランティア活動等に参加する。</li> <li>・「クールビズ」、「ウォームビズ」を徹底する。</li> </ul>

## 第6章 計画の推進・進捗管理

### 1. 推進体制

#### (1) 高山市環境行政推進会議

委員長を森林・環境政策部長、副委員長を環境政策課長、委員は関係課長とし、進捗状況の把握、環境情報の収集、調査、研究などを行い、点検・評価のための進捗状況を取りまとめます。

#### (2) 推進責任者（部長・支所長・課長等管理職）

計画の推進とともに進捗状況を確認し、エコオフィス推進委員及び所属職員へ指示・指導をします。

#### (3) エコオフィス推進委員

各課及び各施設に配置し、所属職員への意識啓発を通じて計画実践活動を推進します。

#### (4) 所属職員

計画に従い、常に目標を意識し、それぞれの立場から積極的に取り組みます。

### 2. 点検体制

#### (1) 市長

計画の決定者として、進捗状況、推進方法の点検・評価を行い、必要に応じて指示・指導を行います。

#### (2) 高山市環境審議会

計画の推進方策及び進捗状況について、外部意見として聴取します。

#### (3) 高山市環境行政推進会議

計画の推進方策及び進捗状況について、内部点検及び検証を行います。

### 3. 評価・公表等

PLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（評価）→ACTION（見直し）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行い、ホームページ等で公表します。

